

## 阪急西山天王山駅構内通行助成金実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、阪急西山天王山駅の東西広場（以下、「東西広場」という。）を行き来することが困難な障がい者（児）に対し、阪急西山天王山駅入場料相当額を助成することにより障がい者（児）の生活行動範囲の拡大を図り、福祉の増進に寄与することを目的とする。

### (適用)

第2条 この要綱に定めることのほか、助成金の交付に関し必要な事項は、長岡京市補助金等交付規則（昭和57年長岡京市規則第8号。以下「規則」という。）の定めるところによる。

### (対象者)

第3条 この助成金の対象者は、本市に居住する者及び福祉施設入所者で、次の各号のいずれかに該当する障がい者（児）とし、やむを得ず東西広場を行き来する者とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定に基づき、下肢、体幹若しくは平衡機能障害若しくは内部機能障害又は視覚障害でその障がいの程度が3級以上の身体障害者手帳の交付を受けた者
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第15条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所において判定を受け、療育手帳Aの交付を受けた者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定に基づき、1級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- (4) その他身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持する者で市長が特に利用を必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、他の自治体等が実施する同種同類の助成金等を受けている者には、交付しない。

### (介助者)

第4条 前条に規定する対象者の介助者も対象とする。ただし、対象者と同時に通行する場合に限る。

### (承認申請手続)

第5条 助成金の承認を得ようとする者は、通行を開始するまでに、阪急西山天王山駅構内通行助成金承認申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。

2 第3条の各手帳記載内容に変更が生じた場合は、すみやかに各手帳の写しを市長に提出しなければならない。

### (審査及び承認)

第6条 市長は、前条の規定による申請書を受け付けた場合において、必要な事項を審査の上、適当と認めたときは、承認するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第3条に定める対象者及び第4条に定める介助者であって、過去に助成金の交付を受けた者は、交付を辞退する旨の申出があった場合を除き、毎年度4月1日に前条の申請があったものとみなす。

3 市長は、第1項の承認を行ったときは、阪急西山天王山駅構内通行助成金承認通知書（別記様式第2号）にて申請者に通知するものとする。

4 市長は、第1項の規定により不相当と認めるときは、阪急西山天王山駅構内通行助成金不承認通知書（別記様式第3号）にて申請者に通知するものとする。

（交付申請手続）

第7条 承認を受けた者は、年度末までに、領収書を添付の上、阪急西山天王山駅構内通行助成金交付申請書兼実績報告書（別記様式第4号）を市長に提出しなければならない。この場合において、交付申請書の最小単位は1月とする。

（交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による交付申請書を受け付けた場合において、適当と認めたときは、助成金の交付及び交付する助成金の額を決定するものとする。

2 市長は、前項の交付決定及び額の決定を行ったときは、阪急西山天王山駅通行助成金交付決定通知書（別記様式第5号）にて申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により、不相当と認めるときは、申請者に再提出を求めるものとする。

4 第2項の交付決定通知書は、規則第9条の確定通知書を兼ねるものとする。

（請求及び交付）

第9条 前条の規定による交付決定通知を受けた者は、阪急西山天王山駅構内通行助成金交付請求書（別記様式第6号）により市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受けた場合には、申請者に対し助成金を交付するものとする。

（交付の取消し）

第10条 市長は、第3条及び第4条に規定する要件に該当しなくなったときは、第6条の規定による承認を取り消すものとし、その該当しなくなった日の属する月以後の分として既に助成金を交付しているときは、その全部を返還させるものとする。

（助成金の返還）

第11条 市長は、虚偽の申請その他不正な手段により助成金の交付を受けた者があるときは、その者から当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第12条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

2 この要綱に基づく助成金の交付等に関し必要な準備行為は、この要綱の施行日前においても行うことができる。